

福岡市病院事業運営審議会医療機能部会設置要綱

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、福岡市民病院のあり方について検討するため、福岡市病院事業運営審議会（以下「審議会」という。）に専門部会として医療機能部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は福岡市民病院の役割と医療機能について検討し、審議会に対し意見報告を行う。

(組織)

第3条 専門部会は、委員8人以内で組織する。

(委員)

第4条 専門部会の委員は、以下の各号に定める基準により、審議会会長が任命する。

- (1) 地域医療を代表する医療関係者
- (2) 市民病院の体制づくりに影響の大きな病院
- (3) 救急・災害・感染症医療を提供する医療関係者
- (4) 高度・先進医療を提供する医療関係者
- (5) 医療経営について専門的知見を有する学識経験者

2 委員は、やむを得ない事情により部会の会議に出席できないときは、当該委員が委任する代理者を出席させることができる。この場合において、部会の会議に出席する代理者は、委員とみなす。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、意見報告までとする。

(部会長)

第6条 専門部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は専門部会の会務を総理する。

(会議)

第7条 専門部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長を務める。

- 2 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、又は別の方法により意見を聴取することができる。
- 4 専門部会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 専門部会の会議は、これを公開する。

2 福岡市情報公開条例第7条各号及び第38条ただし書に基づいて、会議の一部又は全部を非公開とする決定は、部会長がこれを行う。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、保健医療局総務企画部病院事業課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年11月28日から施行する。
- 2 部会設置後、最初の部会は、第7条第1項の規定にかかわらず、審議会会長が招集する。

福岡市病院事業運営審議会

医療機能部会 委員名簿

基 準	氏 名
○地域医療を代表する医療関係者	浜の町病院 院長 谷口 修一
	原三信病院 理事長 平 祐二
	福岡市医師会 参与 平田 泰彦
○市民病院の体制づくりに影響の大きな病院 ○救急・災害・感染症医療を提供する医療関係者 ○高度・先進医療を提供する医療関係者	九州大学 副学長 赤司 浩一
	純真学園大学 副学長 森田 茂樹
	福岡赤十字病院 院長 中房 祐司
○医療経営について専門的知見を有する 学識経験者	九州大学大学院医学研究院 助教 入江 芙美
	九州大学 名誉教授 尾形 裕也

※敬称略